



JSG ニュースレター

新型コロナウイルス対策として、会社は 2020年の株主総会開催延期の申請が可能に

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾会社法第 170 条第 1 項及び第 2 項の規定によれば、会社は定時株主総会を毎年少なくとも一回招集し、かつ毎会計年度の終了後 6 ヶ月以内に開催しなければなりません。但し、正当な理由をもって主管機関に届け出、許可を受けたときは、この限りではありません。

先般、中央感染症指揮センター（中国語「中央流行疫情指揮中心」）が公表した情報において、クラスター感染を避けるため、室内では 100 人以上、室外では 500 人以上の集まりを中止し、市中感染のリスクを低下させるよう要請が出ています。また、室内 100 人以下、室外 500 人以下の公の集まりについては、「新型コロナウイルス (COVID-19)」対応ガイドライン等の 6 項目の指標に基づきリスク評価を行い、該当する活動がハイリスクであると評価された場合は、活動の延期若しくは中止、又は別の方法を用いるように要請されています。これを受け、台湾經濟部は 2020（民国 109）年 4 月 6 日付で台北

市政府等会社登記事項を取り扱う関連主管機関に対し書簡による公告を行いました。当該書簡によると、会社が「新型コロナウイルス (COVID-19)」による感染期間において 2020 (民国 109) 年の定時株主総会の開催が困難である場合、かかる感染防止処置は上記の会社法条文にある「正当な理由」に該当するため、同法第 170 条第 2 項の規定に基づき、主管機関に対して開催の延期を申請することができるかとされています。また、今後全面的に定時株主総会の開催に関し延期または暫定的な中止を公告又は発布するか否かについては、中央感染症指揮センターが公告する関連規定により定めるとしています。なお、株式公開発行会社については、証券主管機関による別段の定めがある場合は、その規定に従うこととなります。

勤業衆信の見解

1. 台湾証券取引法第 36 条第 7 項の規定によると、株式を証券取引所において上場している、又は証券グレタイ売買センターにて取引している会社については、その定時株主総会は毎会計年度終了後の 6 カ月以内に開催しなければならず、会社法第 170 条第 2 項但し書きの規定は適用を受けません。従って、上場・店頭登録・エマージング登録の会社は、(12 月決算の場合) 今年の 6 月末までに 2020 (民国 109) 年定時株主総会を開催しなければなりません。また、上場・店頭登録会社は金融監督管理委員会の規定に従い、電子的方法を議決権行使方法の一つとしなければならず、株主総会の招集通知において電子投票による議決権の行使方法について明記しなければなりません。よって、会社は、株主の権益を保障するために当該電子投票による議決権行使について株主に注意を促すことができます。なお、株主の意思表示については、規定に従い株主総会開催の 2 日前までに会社に送達する必要があります。
2. 台湾会社法第 170 条第 2 項には、正当な理由をもって主管機関に届け出、許可を受けた場合は定時株主総会の開催を延期することができる規定がありますが、当該規定は個別の申請及び許可を得る性質を有するものです。従い、株式の非公開発行会社

又は上場・店頭登録・エマージング登録をしていない株式発行会社については、明確な感染防止処置のために 2020（民国 109）年の定時株主総会の開催が困難である場合は、（12 月決算の場合）今年の 6 月末までに個別に事情を説明の上、自社の登記業務を管轄する主管機関に対し、当該定時株主総会の開催延期を申請すべきであり、許可が下りて初めて適法に延期することが可能となります。



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte（“DTTL”）はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド（Deloitte AP）は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

因應新冠肺炎疫情，公司可依法申請延期召開 109 年股東常會

依公司法第 170 條第 1 項及第 2 項之規定，公司股東常會每年至少召集一次，並應於每會計年度終了後六個月內召開。但有正當事由經報請主管機關核准者，不在此限。

因應中央流行疫情指揮中心日前發布新聞資訊，為避免群聚感染，建議停辦室內 100 人以上、室外 500 人以上集會活動，以減低社區感染的風險；至於室內 100 人以下、室外 500 以下的公眾集會，可依據「嚴重特殊性傳染性肺炎(COVID-19)」因應指引等 6 項指標進行風險評估，若經評估活動性質具有較高風險，建議應延期或取消，或改以其他方式辦理。爰此，經濟部特於 109 年 4 月 6 日函告台北市政府等各辦理公司登記事項相關主管機關，若公司因「嚴重特殊性傳染性肺炎(COVID-19)」疫情期間，致召開 109 年股東常會有困難者，該防疫因素得認屬「正當事由」，可依公司法第 170 條第 2 項規定，向主管機關申請延期召開。至未來是否公告或發布全面展延或暫停召開股東常會，仍須視中央流行疫情指揮中心公告之相關規定而定。另公開發行股票之公司，證券主管機關另有規定者，從其規定。

勤業眾信觀點

1. 依證交法第 36 條第 7 項規定，股票已在證券交易所上市或於證券商營業處所買賣之公司，其股東常會應於每會計年度終了後六個月內召開；不適用公司法第 170 條第 2 項但書規定。準此，已上市、上櫃及興櫃之公司仍應於今年 6 月底前召開 109 年股東常會。又全體上市櫃公司已應金融監督管理委員會之規定，須將電子方式列為表決權行使方式之一，並應於股東會召集通知載明電子投票行使表決權之方式。因此，公司可提醒股東以電子投票方式行使表決權，以保障其股東權益；惟股東之意思表示應於股東會開會前二日送達公司，以符規定。
2. 公司法第 170 條第 2 項有正當事由經報主管機關核准者，得延期召開股東常會之規定，允屬個案申請核准性質。因此，非公開發行股票之公司或未上市、上櫃及興櫃之公開發行股票之公司，若確有防疫因素，致有召開 109 年股東常會之困難者，應於 6 月底前個別提出事由向其公司登記主管機關申請延期召開，並經核准，始為適法。



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte(“DTTL”)並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利